

製鉄記念八幡看護専門学校学則

第1章 総 則

- 第1条 本学校は、製鉄記念八幡看護専門学校（以下本校という。）と称する。
- 第2条 本校は、看護師となるために必要な学術技術を教授し、かつ博愛の精神をもって社会に貢献できる有能な看護師を養成することを目的とする。
- 第3条 本校は、北九州市八幡東区春の町一丁目1番1号におく。
- 第4条 本校の課程、学科は看護専門課程、看護学科とし、修業年限は、3ヵ年とする。
但し、学生は5年を越えて在学することはできない。
- 第5条 本校の学生の総定員は120名とし、学年定員は40名とする。

第2章 学年・学期・授業時間、休日及び休暇

- 第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、次の2期に分ける。
前期 4月から9月まで
後期 10月から翌年3月まで
- 1) 授業時間は次の通りとする。
- ① 1時間目 9:10 ～ 10:40
 - ② 2時間目 10:50 ～ 12:20
 - ③ 3時間目 13:30 ～ 15:00
 - ④ 4時間目 15:10 ～ 16:40
- 但し、授業・実習その他の理由により、学校長が必要と認めた時は、時間を変更することができる。
- 第7条 休日・休暇および忌引は次の通りとする。
- 1) 休日
- ① 日曜日
 - ② 土曜日（但し、学習日は除く）
 - ③ 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - ④ その他本校で定める日
- 2) 休暇
季節休暇は1年を通じ80日間以内とする。
- 3) 忌引
親族の死亡に忌引をもうける。
原則として、忌引対象者の死亡日から暦日に従い分割しない。日数は別に定める。

第3章 教育課程及び単位数

- 第8条 学生に教授する授業科目及び単位数は別表（教育課程一覧）のとおりとする。
2. 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。1単位の授業時間数は講義及び演習は15～30時間、実験、実習及び実技は30～45時間とする。
臨地実習については1単位を45時間とする。

第4章 入学および転入学

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

第10条 本校に入学を志願する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- 1) 学校教育法第90条第一項に該当する者
- 2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者

第11条 次の各号に該当する者で、本学校に転入学を志願する者があるときは、学校長は定員の欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

- 1) 他の看護師養成所(3年課程)で1年以上履修した者
- 2) 転入学を許可しようとする者の既に修得した授業科目、単位数および時間数の取り扱いならびに在学すべき年数については、学則第28条に定める学校運営会議の議を経て、学校長が決定する。

第12条 入学または転入学を志願する者は、次の書類を提出しなければならない。

2. 前項に定める入学を志願する者が提出しなければならない書類は次の各号に掲げる書類とする。
 - 1) 入学願書
 - 2) 高等学校調査書
 - 3) 高等学校を卒業したものは高等学校の卒業証明書
 - 4) 上記以外の者で学則第10条2号3号4号に該当する者は、それを証明する書類
3. 第1項に定める転入学を志願する者が提出しなければならない書類は次の各号に掲げる書類とする。
 - 1) 転学許可書(現に他の看護師学校養成所(3年課程)に在学している者に限る)
 - 2) 転入学願書
 - 3) 履修証明書

第13条 入学または転入学の志願者には、次の試験を行う。

- 1) 学科試験
- 2) 人物考査

第14条 入学を許可された者は、保護者等1名 連帯保証人1名を定め、誓約書を所定の期日までに提出しなければならない。保護者等に関する規定は別に定める。

第5章 単位の修得および認定・卒業

第15条 単位の修得および認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。但し、臨地実習については別に定める。

2. 出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
3. 各学科目につき所定の試験を行う。各科目とも100点満点とし、1科目60点以上を合格とする。合格点に満たない者には、再試験を行う。
4. 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けなかった者には、追試験を行う。
5. 入学および転入学前の既修得単位認定については、学校運営会議において決定する。なお、その規程については別に定める。

第16条 卒業の認定は、学校運営会議を経て学校長がおこなう。

第17条 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

2. 前項により、看護専門課程看護学科を修了した者には専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第6章 退学・休学および転学

第18条 学生が退学を希望する時は、その理由を詳記し、保護者等連署の上、学校長に願い出なければならない。

第19条 次の各号に該当する者は、退学を命ずる。

- 1) 学力技能等その他の理由により卒業の見込みなしと認められる者
- 2) 出席の常でない者

第20条 学生は、病気のため引き続き3ヶ月以上就学することができないとき、またはその他やむを得ない理由により休学しようとするときは、休学願いを学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

第21条 学生が他の学校への転学を志願した場合には、学校長の許可を受けなければならない。

第7章 賞 罰

第22条 学術優秀、品行方正等、他の模範となる学生に対しては、表彰することがある。

第23条 学校の規則、命令に違反し、学生の本分を守らない者は、次の各号に従って懲戒する。

- 1) けん責
- 2) 停学
- 3) 退学

第8章 学費および奨学金

第24条 入学検定料、入学金、授業料およびその他の納入金を徴収する。

但し、納入金の額ならびに納入期日については、別に定める。

第25条 学生で奨学金を希望する者は、所定の書類を提出しなければならない。その取り扱いについては別に定める。

第9章 健康 管 理

第26条 学生には年1回定期健康診断を実施し、その他保健衛生上必要な措置を講ずる。

2. 前項に関し必要な事項は別に定める。

第10章 教 職 員

第27条 本校に次の職員を置く。

学校長1名、顧問1名以上

教務課長1名、教務主任1名、専任教員7名以上（うち実習調整者1名含む）校医1名、
事務課長1名、教務事務1名以上

第11章 会 議

第28条 学校運営の円滑化を図るため以下の会議を置く。この会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

①学校運営会議

②講師会議

③教務会議

④実習指導者会議

第12章 細 則

第29条 この学則の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成19年4月1日一部改訂し施行する。

この学則は、平成21年4月1日一部改訂し施行する。

この学則は、平成23年12月1日一部改訂し施行する。

この学則は、平成26年4月1日一部改訂し施行する。

この学則は、2019年4月1日一部改訂し施行する。

この学則は、2022年4月1日一部改訂し施行する。

この学則は、2024年4月1日一部改訂し施行する。

この学則は、2025年4月1日一部改訂し施行する。

この学則は、2026年4月1日一部改訂し施行する。